

報告第 4 号

専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定による昭和 60 年 3 月 28 日
寒川町議会議決に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報
告する。

令和 4 年 6 月 21 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された町の義務に属する損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

町は、次のとおり損害を賠償するものとする。

1 賠 償 金 額 24,490 円

2 賠償の相手方



3 賠 償 の 理 由 令和 4 年 3 月 25 日午後 3 時 50 分頃、寒川町立寒川東中学校の校庭において同校野球部員が打撃練習をしていたところ、打球が校庭のフェンスを越え、原動機付自転車で同校付近の町道岡田 12 号線を走行中の [REDACTED] 氏の右腕に直撃し負傷させたため、これに対する損害を賠償するものとする。

令和 4 年 6 月 8 日

寒川町長 木 村 俊 雄